

川崎市上下水道局契約関係資料の公表に関する要領

(平成22年4月1日22川上総契第5号)

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)の規定に基づき締結する契約の関係資料の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表資料等)

第2条 公表資料及び公表方法等については別表のとおりとし、公表対象契約は、上下水道事業管理者が締結する契約とする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 川崎市水道局競争入札等執行状況の公表に対する要領(平成10年10月30日10川水総契第54号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月28日24川上総契第1257号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月5日25川上総管第523号)

この要領は、平成25年6月5日から施行する。

別表

No.	資料名等	種別	対象金額等	公表時期	公表方法	公表期間
1	有資格業者名簿	2	—	有効期間 当初	閲覧又は インター ネット	有効期間 内
2	川崎市競争入札参加審査 の申請方法のお知らせ		—			
3	工事請負有資格者 等級区分等一覧表	1	—			
4	川崎市上下水道局契約事 務 関係規程	2	—	常時		常時
5	年間発注予定工事 一覧表	1	概算金額250万 円を超える工事	当該年度		作成年度 の翌年度 末まで
6	一般競争入札実施の お知らせ	2	—	公告後		
7	落札結果		製造請負又は物 件買入れ契約等 については入札 案件のみ	落札者 決定後		
8	工事請負契約指名理由書	1	指名競争入札			
9	積算内訳書		概算金額250万 円を超える工事			
10	随意契約理由書		概算金額250万 円を超える工事	変更契約 締結後		
11	変更契約調書		概算金額250万 円を超える工事			
12	低入札価格調査結果概要		—	落札者 決定後		
13	要綱・要領等で公表する旨 規定されているもの	2	—	公表 決定後		

備考

- 1 種別欄の数字は次のとおりとする。
 - 1…工事請負契約
 - 2…工事請負契約、業務委託契約、製造請負又は物件買入れ契約等
- 2 資料No1とNo3についてはかわさき情報プラザでも閲覧可能とする。
- 3 要綱・要領等で公表方法等が定められているものについては、その定めに従うものとする。